

税務・人事労務ワンポイント(410)

インボイス制度スタートに
当たって

税理士 嶋 賢治

必要ないから医療経営に関係ないとは言えません。インボイスの向こうに見える消費税率アップは、間違いなく皆様の医療経営に大きな打撃を与えることが明らかだからです。

インボイスの狙いは、世上、売上1千万円以下の消費税免税事業者を登録業者にして消費税収を上げることにあるように言われています。それもありませんが、もつと大きな狙いは、税率のアップによる更なる大きな税収の確保です。

いよいよこの10月1日から消費税のインボイス制度がスタートします。医療では、企業健診等が大きなウエートを占めるような機関以外は、個人であれ医療法人であれ、インボイスの登録は必要ありません。

複数税率になれば現行の帳簿方式では消費税の納付額計算が不可能になります。そこで、それぞれの税率の消費税額をインボイス上に標記させ、その金額を集計する方式を取らざるを得なくなります。

この10月からスタートするインボイス制度はそのための予行演習とでもいえるものです。最近、病院の決算で控除対象外消費税2050万5182円を雑損失に計上しました。

これは何だと質問する院長に、「社会保険診療収入を上げるためにかかった経費に含まれる消費税の負担額で、いわゆる損税です」と答えました。続けて私「同じように相手から消費税をもらえないから、その部分の負担

した消費税を還付してもらっている業種もあります」と話す。「それなのになぜ医療は還付してもらえないのか」との質問を受けました。

インボイス制度が軌道に乗り、税率がアップされればこの金額はさらに大きくなり医療経営に大きな打撃を与えることは明らかです。そこで保団連が前から要求している社会保険診療収入を課税にして0税率適用をとる要求はいよいよ切実な問題となってきました。

詳しくは8月29日のセミナーでお話いたします。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中
https://www.vidro.gr.jp/one_point/